

ID: 1672

担当部署: こども福祉部 福祉室 生活援護課

処分の概要	就労自立給付金の支給		
法令名称 根拠条項	生活保護法 第55条の4第1項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【根拠条文】 (就労自立給付金の支給) 第55条の4 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある)被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなったと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。 2 前項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。 3 第1項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の就労自立給付金を支給する者に委託して行うことを妨げない。 【基準】 根拠条文に同じ。 生活保護法による就労自立給付金の支給について(平成26年4月25日社援発0425第3号通知)による。			
標準処理期間	14日以内(通知による。)		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日